平成２１年（フ）第９５６３号
大阪市西成区太子１丁目２番13号　ニシキハイツ305号
債務者　江口　康明
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７９８号
大阪府東大阪市吉田４丁目８番42号
債務者　髙橋惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７３号
大阪市住之江区浜口西１丁目９番10―107号
債務者　岡本　亘史
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９５４号
大阪市西区千代崎１丁目27番６号　マンション劉301
債務者　山本　友二
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９６４号
大阪府門真市三ツ島2300　レオパレス門真みなみＡ―110号、住民票上の住所大阪府門真市千石西町８番54―208号
債務者　新田　末男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０２号
大阪市福島区玉川２丁目６番２―101号
債務者　松本　将之
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２０５号
大阪市平野区加美東６丁目３番２―306号
債務者　西渓　博夫
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２号
大阪府豊中市島江町２丁目20番10号
債務者　柴　さとみ（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９号
大阪市都島区毛馬町３丁目２番２―523号
債務者　井原一二三
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８７号
大阪市鶴見区横堤２丁目４番14号
債務者　藤堂　和子（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５００号
大阪市東淀川区豊里１丁目７番34号
債務者　庄垣　真次
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１号
大阪市西区千代崎２丁目22番22号　ゆたかビル101
債務者　寺田時子こと　寺田トキ子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３４号
大阪市東成区大今里南３丁目２番18―403号
債務者　籔内　清雄
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３５号
大阪市東成区大今里南３丁目２番18―403号
債務者　籔内不二子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７４号
大阪府豊中市東泉丘１丁目30番地の２　512号
債務者　佐藤和歌菜
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７９号
大阪市西区土佐堀３丁目３番25―701号
債務者　嶋津　和彦
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８０号
大阪市東淀川区菅原３丁目４番16―501号
債務者　山口　洋司
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８９号
大阪市西成区聖天下１丁目６番19号
債務者　青山　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部